

庁議付議事案書

開催・令和8年3月24日

所管部課	会計課	部長	武越 信昭		
件名	東大和市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則				
	について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市会計管理者の補助組織設置規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 趣 旨 令和8年4月から、指定金融機関であるりそな銀行が小切手の取り扱いを終了することに伴い、小切手での支払いに関する規定を改正する。</p> <p>(2) 主な改正内容 ・第8条の表会計系の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。</p> <p>(3) 施行日 令和8年4月1日</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等) 今後の予定</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>					